

議員提出議案第3号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成19年3月23日

提出者 中 谷 尚 敬

賛成者 宮 内 正 巖

” 矢 奥 憲 一

” 西 口 謙 一

” 井 上 充 生

” 小 笹 浩 樹

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和４６年１１月生駒市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条に次の１項を加える。

- 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第１８条に次の１項を加える。

- 委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第３９条第２項中「提出者の説明又は」を「前２項における提出者の説明及び第１項における」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第８２条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第１項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第２項中「並びに」を「及び」に改める。

第８３条中「印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改める。

第８４条（見出しを含む。）中「掲載しない」を「掲載又は記録しない」に改める。

第８５条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場

合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を加える。

第86条(見出しを含む。)中「調製」を「作成」に改める。

第102条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第144条中「第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項」を「第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。